

令和5年度（2023年度）
北海道動物愛護推進協議会

議 事 録

日時：令和6年（2024年）3月28日（木） 10:00～12:00

場所：北海道立道民活動センター（かでの2・7） 7階 730会議室

1. 開 会（事務局：島田主査）

これより、令和5年度北海道動物愛護推進協議会を開催いたします。本日はご多忙中にもかかわらず、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日の進行を務めます、北海道環境生活部自然環境局自然環境課の島田と申します。

開会にあたりまして、動物愛護管理センター所長の小笠原より御挨拶申し上げます。

2. 挨拶（小笠原動物愛護管理センター所長）

皆さん、おはようございます。道の動物愛護管理センター所長の小笠原と申します。

皆様方には、日頃から道の動物愛護管理行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く感謝申し上げます。また、年度末の大変お忙しいところ御出席をいただき、重ねて御礼を申し上げます。

さて、道では直営の基幹センターとして、この度、酪農学園大学様の敷地内に北海道立動物愛護センター「あいきた」を整備いたしまして、昨日、開所式を開催させていただいたところでございます。この基幹センターはその名のとおり、センター運営の総合調整を担い、犬猫の引取り・譲渡だけでなく、動物愛護にかかる普及啓発や、災害時の対応などを担って参ります。

また、道東・道北・道南の3地区では、サテライトセンターと位置付け、運営を事業者へ委託したところでございまして、これにより、道として、動物愛護行政を前に進めるための体制が整ったことになり、今後は、皆様とより一層連携を図りながら、円滑な業務運営を図って参りたいと考えております。

本日の会議では、第2次北海道動物愛護管理推進計画に係る取組状況や、北海道動物愛護センターの体制などについて御説明申し上げますとともに、御出席いただいている道内各市の動物愛護管理行政に関する情報提供などをいただくこととしております。

また、この協議会は、これまでの協議内容を踏襲しつつ、新しいセンターの円滑な運営に向けた協議の場としても活用して参りたいと考えております。

限られた時間ではございますが、皆様にはそれぞれの立場から忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。

3. 資料確認・座長選出（事務局：島田主査）

それでは、初めに資料の確認をさせていただきたいと思っております。お配りしている資料めくっていただきますと、次第、そしてその次第の下に配付資料一覧として記載させていただいております。資料の不足等ありましたら会議中でも構いませんので、こちらにお伝えください。

出席者につきましては、お配りしている資料のとおりですが、本日、上の表の一番下、北海道の菊池志帆様、保健福祉部健康安全局食品衛生課の課長補佐でいらっしゃいますが、業務の都合により出席できておりません。それ以外の方、こちらに掲載させていただいているとおりとなっております。

議事に入ります前に、皆様にお願いがございます。この協議会は11時半から12時を目処に終了とさせていただきますので、議事進行に御協力ください。議事録作成の関係上、発言される方におかれましては、マイクで御発言いただきたいと思います。お近くのマイク、又は事務局がマイクをお渡しいたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

本日の座長につきましては、北海道獣医師会の田村会長にお願いしたいと考えておりますが、皆さま、よろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは、田村会長、よろしくお願いたします。

4. 議 事

○田村会長（座長）

私、昨年6月に高橋会長の後をうけて、獣医師会会長になりました田村でございます。今日は御指名ですので、座長を受けさせていただきます。それではまず、議事の1番目、「北海道動物愛護管理推進計画（バーライズプラン）の指標と進捗状況」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（島田主査）

事務局より説明いたします。資料1をご覧ください。ページ番号としても、1としているものになっております。

まず、犬猫の引取り数ですが、計画策定当初、5,414頭となっておりますが、令和4年度の実績頭数は2,079頭となっております。グラフに示しておりますとおり、年々頭数自体は減少していて、策定当初の目標値を大幅に下回る形で推移しております。参考までに令和4年度の数字をお伝えさせていただきますと、犬で677頭、猫で1,402頭、合わせまして2,079頭となっております。

続きまして、飼い犬による咬傷事故数ですが、こちらは令和4年度の実績が137件となっております。計画の策定当初から、ずっと横ばいで推移しているところです。内訳としては、犬の登録頭数が最も多い札幌市又はその周辺及びオホーツクや釧路地方の方での事故数が多いという傾向が続いております。

続きまして、資料の2ページ目の犬猫の返還率です。迷子や所有者がいる犬猫に関しての返還率のことですが、こちらは、横ばい傾向からやや上昇という形で推移しておりまして、令和4年度の実績におきましては62%の犬を飼い主様のもとに返還することができております。一方、猫の方ですが、猫はそもそも所有者不明として収容されているものや、実際に所有者がいるかどうか判別が難しいものもたくさんありますので、返還率は、令和4年度実績で3.6%となっております。数値上では、基準値、計画策定時においての1.5%から倍増するような形で進めてきてはおりますが、全体的な頭数としては、かなり少なくなっております。

続きまして、3ページ目の犬と猫の殺処分数ですが、グラフのとおり大きく減少しております。令和4年度の実績頭数としては119頭となっております。この殺処分という表現ですが、具体的にその内訳を見ますと、保健所等で収容した動物の中で譲渡ができないけがや病気の状態にある個体を殺処分しているケースや、その後も回復の見込みがないケースなども含まれています。また、けがや疾病等で保管中に死亡してしまう個体のケースも含んだ数値として119頭となっております。それ以外の理由、例えば、収容能力を超えているからといった理由での殺処分数というのは、近年ありません。

○田村会長（座長）

ただいまの御説明に対して、御質問、御意見ありましたらお願いします。

なければ、私から1つお願いします。飼い犬による咬傷事故数についてですが、これは飼い主が噛まれたということですか。

○事務局（島田主査）

飼い主や飼い主以外の人、それ以外の物に噛みついた、動物だと思いますが、その3パターンで集計しております。数として多いのは、飼い主か、その他の人になります。この数値は、道内各市町村がほぼ設定している、いわゆる畜犬取締、野犬掃討条例と言われるものに基づいて、咬傷等の事故が発生した場合に、市町村が探知することが多いです。市町村経由で狂犬病予防法を所管している保健所へ連絡が来る、若しくは直接保健所へ連絡がいくというものです。なので、道内の各市町村からの報告を取りまとめた数値として、このようになっているという形です。道の方で取りまとめているのは、今日、御欠席の、狂犬病予防法を所管している食品衛生課の方にはなりますが、基本的に狂犬病予防法に基づいて咬傷事故数カウントしているというよりは、道内各市町村が、住民の安全等を踏まえて、犬の飼い方に関する取決等を設けてらっしゃいますので、その中で集計している数をまとめているという状況になっております。

○田村会長（座長）

どうもありがとうございます。その他ございませんでしょうか。

それでは、次の議題である「北海道動物愛護推進員の活動報告等」について、事務局から説明をお

願います。

○事務局（島田主査）

資料4ページをご覧ください。道では、道民の方で動物愛護の推進に御協力いただけるような方をボランティアとして応募していただいて、こちらの方で委嘱させていただいております。

委嘱の人数、条件については、表の右側に第7期、第8期、第9期と記載させていただいておりますが、委嘱期間は2年間です。今年度に関しては、令和3年度に委嘱した方たちの委嘱期間がちょうど終わりました、年度途中ですが、新たに募集をかけて委嘱をしているという状況になっております。表に記載させていただいているとおり、胆振、日高、上川の振興局におきましては、委嘱の受付中という状況ですので、ここの集計値は載せておりません。それ以外の振興局において、この表に示す人数又は年齢、資格等の構成で、委嘱をしております。現時点で資料の一番下にございますとおり、70名の方に委嘱しております、委嘱受付中の振興局を含めると、およそ80から90名ぐらいの委嘱になるのではないかと思います。参考までに先ほど御説明しましたように、右側の第9期、令和3年度から令和5年度にかけての委嘱人数が80名となっていますので、同程度又は少し増えるような形で推移するかなと考えております。

また、動物愛護推進員の方たちから、どのような活動をしたかという御報告をいただくことになっておりまして、その内容をまとめたものが資料2-2となっております。表及びグラフに示しているとおり、住民・知人からの相談への対応や、振興局が開催する動物愛護週間行事だったり、動物愛護団体さんが開催しているような行事への参加・協力、そういったようなものが半分以上を占めております。その他、普及啓発や動物救護といった活動されている方もいらっしゃいますし、新しい飼い主探しに積極的に御協力いただいている方もいらっしゃいます。また、活動報告に当たって、報告に感想や意見も含めて書いていただいている方もいらっしゃいますので、そうした御意見等について、資料2-2の方に抜粋して載せております。

○田村会長（座長）

ただいまの御説明に対して、御質問、御意見ありますか。

推進員を増やすことが非常に重要なと思うのですが、資料2-1で、少し意外だなと思ったのが、石狩が少ないということ。最も多くなるはずではないかなと思ったのですが、その辺、何か要因があるのでしょうか。

○事務局（島田主査）

動物愛護推進員は、政令市である札幌市も道と同じように委嘱しているのですが、北海道内においては、いわゆる動物愛護管理行政における政令市・中核市に当たらない市の中で唯一、石狩市が、道の動物愛護推進員の委嘱に関し権限移譲を受けているので、除かれています。もちろん、札幌市や石狩市にお住まいの方で、道の推進員として活動することを希望し委嘱を受けるということも、大きな問題があることではないかもしれないですが、同じ地域の方が重複して募集をかけられている状況にならないよう、北海道として公募する対象に石狩市や札幌市にお住まいの方は含めておりません。

資料作成の方法としては、石狩市での委嘱状況も把握して報告できれば、もっと良かったのかなと思います。

○田村会長（座長）

わかりました。どうもありがとうございます。よろしいでしょうか。

他に御質問等がなければ、3番目の議題である「北海道動物愛護センターについて」説明をお願いいたします。

○事務局（田邊主幹）

資料5をご覧ください。

昨日、北海道動物愛護センター開所式を済ませまして、田村会長様、上杉代表様をはじめ多くの関係者の皆様にも御出席いただきまして誠にありがとうございました。開所式の中で各関係機関、マスコミの方々にも同じような内容で説明をさせていただいておりますが、今回の協議会におきまして、道のセンターの概要について、改めて説明をさせていただきます。

まず、北海道動物愛護センターですが、来年度から道内4か所にセンターを設立します。これは元々、令和3年に取りまとめました「北海道における動物愛護管理業務のあり方」に基づき、道内の広域性を踏まえ、道内4か所にセンターを設置するものとしております。昨日、開所式を済ませましたのが、道央地区にあります基幹センターとなります。これは直営という形で道全体のセンター運営を統括するもので、4月1日から開設します。

ちなみに、道のセンター運営につきましては、令和5年から既に始まっており、道央地区と道東地区につきましては、民間事業者への委託という形で具体的には、道央地区については酪農学園大学様、それから道東地区についてはティアハイム十勝様に、保健所に一定期間収容された犬猫をセンターの方に移送し、さらなる譲渡活動などをしていただいております。

令和6年度からは、道央地区は、委託ではなくて道直営の基幹センター、道東、道北・道南は、サテライトセンターとして民間事業者に委託という形になります。ちなみに基幹センターにつきましては、地方自治法第156条に基づく、行政機関としての位置付けとなっております。

名称につきましては、基幹センターは正式名称が「北海道立動物愛護センター」、愛称「あいにきた」となっております。この「あいにきた」の選考過程等につきましては、委員の皆様方からも、貴重な御意見を賜りまして、ひらがなの「あいにきた」に決定しております。意味は、動物と一生を共にする動物に「会いに来た」と、愛護センターの「愛」と北海道の「北」を表すものです。また、ロゴマークのシンボルマークにつきましては、コンセプトは、「パートナーにあいにきた」とし、犬と猫が新しい飼い主に優しく撫でられる姿、この全体を家のイメージということで、表現させていただいております。このロゴマークにつきましても、関係の方々に、大変、御好評をいただいております。この「あいにきた」の愛称とロゴマークにつきましては、道内4センター共通で使用することを考えております。

基幹センターの説明に戻ります。位置は、酪農学園大学様の敷地内ということで江別市、それから所管区域につきましては、道の基幹センターはあくまでも道内のセンター運営を行う役割ということで、それ以外の道東・道北・道南のセンター運営にも関わってまいりますので、北海道一円となっております。業務内容ですが、愛護センターと言うとおり、愛護というところに重点をおいており、犬猫の引取り、譲渡に関すること、動物愛護に関する広報とか啓発に関すること、またその他の適正な飼養のための必要な業務を行うこととございまして、それ以外にも特徴的なこととして、災害への対応機能というものが備わっております。それ以外の3つのサテライトセンターにつきましては委託という形になっておりまして、道東センターは十勝・釧路・根室、道北センターは上川・留萌・宗谷・オホーツク、道南センターは渡島・檜山を管轄し、各地区で一定期間収容されたような動物の飼育や譲渡を行っていくということになっております。また、札幌市の「あいまるさっぽろ」や、旭川市の「あにまある」、それに函館市とも連携を図りながら、動物愛護業務を推進していきたいと思っております。

続きまして、次のページをご覧ください。建物につきましては、昨日、マスコミ等に対して内覧会を行いまして、広く公表されているところでございます。建物の概要につきましては、酪農学園大学様の敷地内に設置し、木造平屋建てとなっております。特徴につきましては、災害対応可能な機動的な施設とするために、高气密・高断熱な仕様と太陽光パネルや蓄電システムを備えたムービングハウスユニットというものを複数棟連結した構造となっております。事務所棟が3ユニット、飼育舎が2ユニット、最大収容頭数は犬猫併せて最大30頭となっております。災害発生時にはユニットを切り離

して、被災地へ運び、災害対策の拠点としての機能を持たせております。その他、酪農学園大学様の御助言をいただきまして、EAEVE（イーブ）にも対応した設計構造とさせていただきます。災害時の対応になりますが、移動可能なムービングハウスという特徴を活かしまして、飼育舎の部分を分離し、クレーンでつり上げ、トレーラーに載せて移動して、被災地に設置をすることが可能です。移動先では、例えば被災した犬猫の保護活動や、ボランティアの活動拠点など、災害対策における拠点機能ということをも有することになるということです。このムービングハウスにつきましては、既に能登半島地震の際も仮設住宅として活用されております。

続きまして、人の体制でございます。所長、次長、主査、一般職という形で、獣医が2名と、事務職関係が3名。それ以外に会計年度任用職員として、愛玩動物看護師など、動物を取り扱うスキルを持っている方を4名雇用し、正職員と合わせて9名体制で運営をしていく予定でございます。センターの業務につきましては、サテライトセンターを含めた4センターの運営や、犬猫の飼育・譲渡、普及啓発、関係団体様との連携、危機管理体制の整備等の業務を行ってまいります。それから、基幹センターにおける犬猫の受入れの流れについてです。これは「あり方」の方でも取りまとめているのですが、保健所の引取窓口の機能は残し、保健所で飼育されているときに譲渡される場合もありますが、それが長期に渡るようなものにつきましては、動物愛護センターの方に移送されるということになります。最大収容頭数30頭程度ですが、しつけや人馴れ、必要な看護を施すという形で、ある程度長期の収容ということが見込まれますので、毎月10頭程度の受入れでセンターの機能が維持できるのではないかと考えております。一般の方への受付につきましては、大学の敷地内でありますので、事前に連絡をいただいた上で対応する形になりますが、連絡なしで来所された方には対応しないということにはならないと思っております。譲渡につきましては、保健所やセンターに申し込みがあった際に、飼い主とのマッチングや、適正な飼育ができるような環境であるかどうかということを見極めた上で譲渡するという流れで考えております。

○田村会長（座長）

動物愛護センターの説明についてですが、何か御質問、御意見ありますでしょうか。

○しっぽの会 上杉代表

サテライトはどのような名称で呼ばれるようになりますか。

○事務局（田邊主幹）

北海道動物愛護センターあいにくきた、道東センターや、道北センターなどです。

ロゴマークは3つのサテライトセンターでも使うことができますので、それぞれに、ロゴマークのデータは配っております。活動する際には、例えばホームページなどでも、使っていただくようお願いをしております。

○しっぽの会 上杉代表

動物愛護センターのホームページの整備は、いつぐらいになる見込みですか。

○事務局（田邊主幹）

道のシステム管理上の話がありますので、当面は自然環境課の動物愛護管理センターのページを使用し、4月以降、センターのホームページを徐々に作りながら、今あるホームページとの切り分け、若しくは移していくという感じで考えております。

○しっぽの会 上杉代表

目処としては。

○事務局（田邊主幹）

新体制への業務引継ぎ後となりますが、早急に作業したいと考えております。犬猫の譲渡の関係については全道の状況が網羅できるようなホームページがあればいいのかなと思っておりますので、その際にはいろいろと御意見を賜りたいと思っております。

○しっぽの会 上杉代表

飼い主探しノートは、振興局さんのお仕事ですね。

○事務局（田邊主幹）

そうですね。ただ、飼い主探しノートや、ネットワークの関係につきましても、情報共有を図りたいと思っております。

○しっぽの会 上杉代表

よろしくお願いします。

○札幌市 千葉所長

札幌市です。細かい話で申し訳ないのですが、組織としての名前が動物愛護管理センターで、建物の名前が、管理がつかないで、北海道動物愛護センターという解釈でよろしいですか。

○事務局（田邊主幹）

現在は、自然環境課の中の一組織としての動物愛護管理センターなのですが、来年度から組織が変わりまして、北海道立動物愛護センターという形で、部の出先機関になります。ただ、通称としましては北海道動物愛護センター、ということになります。

○札幌市 千葉所長

わかりました。そうしたら、今年度もあと2日ぐらいしかありませんが、動物愛護管理センターという名称は一切出てこなくなる。

○事務局（田邊主幹）

そうです。

札幌市さんは「管理」をつけたのですか。

○札幌市 千葉所長

他人のこといえないのですが、年度途中で組織名を変えるとややこしくなるので、肩書きとしては、私は動物管理センターの所長です。建物の名前が動物愛護管理センターとなっています。

○事務局（田邊主幹）

道のセンターは、愛護の機能を特化しまして、管理の部分、動取業の取り締まりなどは、引き続き、振興局が所管します。

○酪農学園大学 郡山教授

サテライトセンターに関してお伺いしたいのですが、委託期間はどれぐらいのスパンになりますか。

○事務局（田邊主幹）

1年契約になっています。既に来年度については、契約の方々がもう決まっております。

○酪農学園大学 郡山教授

酪農学園大学とは何年契約でしょうか。

○事務局（田邊主幹）

酪農学園大学様への委託は令和5年度で終わりとなりますが、道の基幹センターが、酪農学園大学様の敷地内に設置されるということですので、来年度からの運営に当たり、酪農学園大学様と、覚書、合意書を締結させていただいております。例えば酪農学園大学様からは獣医療の提供や、しつけに関すること、それから普及啓発に関する事業につきまして、御協力を賜ることとしております。

道の方からは、例えば、センターを活用した教育など、双方の協力、連携協働の中で進めていくこととなっております。

また、細かい話につきましては、来年度の運用の中でお互い調整できるよう、センターと酪農学園大学様の協議の場を定期的に設け、双方の合意を得ながら進めていきたいと考えております。

○酪農学園大学 郡山教授

ご存じだと思いますが、動物愛護フェスティバルにもぜひ。

○事務局（田邊主幹）

今年度も私は、動物愛護フェスティバルで講演をさせていただいています。来年度は、新しいセンターが、酪農学園大学の敷地内にセンターがありますので、講演や、センターの活動を皆様方にお知らせする場とも考えております。動物愛護フェスティバルには、御協力、参加させていただきたいと思っております。

○旭川市 大竹氏

センターに収容する犬猫の取扱業務の中に、犬猫の治療業務が入っていますが、通常はどこで治療されるのですか。

○事務局（田邊主幹）

まず、（当然、振興局、保健所の方で）負傷したものということになると、負傷動物の取扱いになりますので、今、北海道獣医師会様に委託をしている範囲で必要な治療はされると思います。その後、譲渡に至るのはそのまま譲渡しますが、例えばセンターの方に行って、その中で健康診断とか、おかしいなというところがあれば、酪農学園大学様に御相談しながら、診断や治療といった次のステップに進むと考えております。

○旭川市 大竹氏

センターに来てから治療が必要となれば、酪農学園大学さんのほうで行うと。

○事務局（田邊主幹）

治療については、センターにも獣医師がいますので、その必要性の判断を行った上で、酪農学園大学様にどこまで治療をお願いするか、というところについて、十分、御協議若しくは御相談させていただいて進めていくという流れになると思います。

○旭川市 大竹氏

施設が被災地に移設した際は、この中には治療機能がないということよろしいですか。

○事務局（田邊主幹）

最低限の診察台などはありますが、想定としましては、例えば被災地に行ったときに、どういう形で使うのかということについては、被災した動物の保護施設としても使うこともできますし、有珠山噴火の際、被災動物への対応経験がある北海道獣医師会様と話をし、具体的な施設の使い方を決めていくものと想定しております。

○札幌市 千葉所長

酪農学園大学さんの土地を借りるといふか、今ある状態といふのは、今年度末までとなりますか。

○事務局（田邊主幹）

契約を結んでいて、特段、契約期間は決まっていなくて、毎年度更新になります。

○しっぽの会 上杉代表

上杉です。ムービングハウスは、災害が起きた際に移動されるということでしたが、センターに収容されている犬猫はどうなるのでしょうか。

○事務局（田邊主幹）

酪農学園大学様と、そういった対応をどうするのかというところも話をさせていただいております。災害発生時に施設が移動した場合、酪農学園大学様の施設を御提供いただいて、そこにセンターで飼育されている犬猫を移動することも考えております。またそれ以外に、例えば、保健所からの御協力が得られる範囲で、保健所の収容機能というものを活かしたいということもございますし、場合によっては、愛護団体様にも、御協力をお願いするということがあるかと思っております。動物福祉の関係から言うと、環境を変えるというのは難しいところもありますが、今のところの想定としては、そういう流れかなというところではあります。

○田村会長（座長）

昨日、開所式に参加させていただいて、新しいセンターは大学の病院に非常に近いですね。それで、センターに収容される犬猫の基本的なワクチンはどうするのですか。

○事務局（田邊主幹）

大学側からも搬入の前には、ワクチンを済ませていただきたいという御要望もございまして、その流れについても、今後、センターの運用の中で決めていかなければならないと思っております。前提としましてはセンターに搬入される前に、ワクチンを接種したいと考えております。大学の方とも、十分、協議、又は御助言いただきながら、SOPを策定したいと考えております。

○田村会長（座長）

いろいろな動物が大学に入っていますので、その辺が、飼い主は気になるのかなと思います。

○事務局（田邊主幹）

大学の動物医療センターにおける感染症制御に関するレギュレーションがあると思っておりますので、そのレギュレーションとも整合性を図りながらSOPを策定したいと考えております。

○田村会長（座長）

他にないでしょうか。

○事務局（島田主査）

申し訳ございませんが、先ほど資料3と4の説明を飛ばしてしまいました。資料戻りまして、資料3と4の説明を簡単にさせていただきたいと思います。

資料3は、北海道の動物愛護週間行事の実施結果をまとめたものになっております。資料4に関しては動物愛護管理関係の業務実績になっておりまして、簡単に御説明させていただきたいと思います。

動物愛護週間については、法律で9月20日から1週間というふうには決まっていますが、実際は、それを動物愛護週間としてそれに近い、9月、10月に各地で動物愛護に関する普及啓発のイベントを行っているを行っております。振興局ごとに、イベントの実施状況をまとめております。先ほどお話に出ていました酪農学園大学で実施している動物愛護フェスティバルは、石狩のところに掲載しておりますが、おそらく来年度、令和6年度には石狩振興局が参加させていただきだけでなく、当然、動物愛護センターも参加させていただきという形になるかなと思っております。パネル展という形での開催が多いですが、いくつかは、図書館だったり、商業施設だったり、愛護団体さんと一緒に開催するイベントに参加させていただきということで実施しております。

続きまして、資料4の動物愛護管理関係業務実績を説明させていただきます。1番は動物取扱業の状況となっております。(1)が第一種動物取扱業、(2)が第二種動物取扱業です。第一種動物取扱業に関して施設数とありますのは、実施施設数という意味です。その下に業種の内訳とありますが、こちらは重複する形になりますので、単純に施設としていくつあるのかというのは、上にあります1,305施設となります。いわゆる販売や保管又は展示など、複数所有施設というのもございますので、こういった表記になっております。道の登録業計は1,605。札幌市さんの方では、862となっております。施設数、また登録数に関しては、ここ数年で横ばいかやや微増ぐらいの感じで動いているところで、大きく変化しているという状況ではございません。第二種動物取扱業に関しては、北海道で57、札幌市で42の施設がございます。ほとんどが譲渡や保管となっております。

続きまして、2番、特定動物の飼養状況ですが、北海道で31施設、札幌市で84施設の登録があります。頭数に関しては、それぞれ566頭、212頭となっておりますが、ほとんどがニホンザル、ヒグマ、ニシキヘビ等、展示がメインとなっております。

それでは、11ページの説明をさせていただきます。新しい飼い主探しネットワーク事業に関する実績ですが、令和4年度におきましては、犬、猫で合わせて409名の御登録をいただいております。この登録者数は前年度からの継続登録の方、及び年度内の新規登録の方を合算値となっております。これらの方々に対して譲渡に至った頭数は836頭となっております。

また飼い主探しノートですが、保健所に動物の引取申請をせずに御自宅等で動物を飼養した状態で、譲り受けてくれる方いませんかという形でノートに掲載するというものです。こちらに関しては掲載情報数が令和4年度は犬で90、猫で436。譲渡に至った頭数が犬38、猫69となっております。

また、負傷動物の保護収容数と、傷病鳥獣の方の収容数も載せています。犬及び猫と、それ以外の愛玩動物に関しましては、5番、負傷動物というところに分類しております。傷病鳥獣は6番、いわゆる野生動物に関する対応で、参考として載せているものです。負傷動物の保護収容ですが、令和4年度は、犬が15頭、猫が206頭。札幌市でも、犬1頭、猫27頭ということです。また、ほとんど犬と猫ですが、令和4年度におきましては、オホーツクの方でウサギの収容がありまして、このウサギは商店街でケガをして見つかったものですが、その後、簡単な治療した上で、御希望される方に譲渡されたと聞いています。ウサギの譲渡事業を立てて実施しているわけではありませんが、犬猫と同様に取り扱って譲渡しております。また傷病鳥獣に関しては、鳥類、獣類対象にやっていますが、例年どおり、鳥類の取扱数が多いということです。譲渡等に関しては、鳥インフルエンザの関係もありますので、どこまで対応するかを、地域の動物病院や動物園と相談しながら、各振興局で対応しています。

○田村会長（座長）

それでは、ただいま説明のあった資料3と4に関して、御質問、御意見ありましたらお願いします。

○しっぽの会 上杉代表

しっぽの会で平日、毎日、保健所情報と飼い主探しノートの更新を行っています。保健所情報は、札幌市、旭川市等の市立保健所も含めて、今120頭ぐらいの掲載数だと思いますが、飼い主探しノートは330頭ぐらい掲載されています。一時期400頭に到達するような時期もあり、頭数が多いのは、多頭飼育している飼い主によるものです。私が懸念しているのは、オスとメスが両方飼われていて、ほとんどの場合が、不妊手術を行っていないようで、飼い主探しノート掲載中にも、繁殖しているという現実もあると思います。指導されていらっしゃるのとはわかるのですが、繁殖を止めるためには、飼い主に不妊手術を早急にしてもらうか、オスかメスカ分けて、どちらか先に保健所に収容して欲しいです。頭数が多くて難しいと思うのですが、北海道動物愛護センターも開所しましたし、振興局と保健所と同じ方向を向いて連携をとって、それ以上行き場のない動物が増えていかないような積極的に対策を行っていただきたいです。大変だと思いますが、ぜひ、お願いいたします。

○事務局（島田主査）

わかりました。

多頭の問題は、本日の資料には取り上げておりません。近年注目されておりますが、現場での増減等、具体的な数として上げていくような集計というのを、今の段階ではしていません。また、どこから多頭飼育の問題ととらえるのか否か、多頭飼育しているが、問題とまでならない時点で連絡をいただけるような方もたくさんいらっしゃいます。問題となったようなケースに関して、聞いている限りでは、動物に対しては振興局が中心となって対応すべきではあるのですが、その飼い主さんだったり含めて、どう対応するかという意味で、市町村の地域包括センター、ケアセンターなどの福祉関係の部署との連携を、徐々に確立している振興局もありますので、そういった対応を深めていけたらいいと思います。ですので、事例ごとに、背景がまちまちで、又、その時に、保健所に何頭か収容する余裕があるのか、できるのかなど、いろいろなことがあって、このケースならこう対応できるけど、と一個一個検討しなければいけないことがたくさんあるので、しっぽの会さんから連絡を直接いただけることとかは、すごくありがたいと思いますが、それを踏まえてどう対応するのかについて、各振興局と保健所が連携して対応し、さらに、今後は、道内全地域でサテライトセンターも展開されますので、そういったところとの協力っていうのもできるのかなと思っております。

○札幌市 千葉所長

10ページ目になりますが、1の（2）の第二種動物取扱業届出状況のことについて、1つの施設の中で2つの業種をやっているということもあろうかと思うので、施設数の方の数が多いというのはピンとこなかったのですが。

札幌市は、同じように1つの施設の中で譲渡と他をやっていたりすることもあるので、施設としては42ですが、業種としての数は70とかっているのはあるかと思うのですよ。施設の数57で、業種数が55というのは、ピンとこなかったのですが。

○事務局（島田主査）

確認します。

※後記：資料の記載誤り。正しくは施設数が57、業種数が61である。

○千葉所長

11ページの負傷動物、ウサギの話ですが、札幌市も負傷ペットについては受け入れるということにはしているのですが、そこから先、譲渡する云々になってくると、なかなか難しいところもあります。令和5年度に札幌市でも河川敷の中、身動きとれないウサギがいるという話があって、遺棄されたかもしれないし云々というのもあったのですが、ケガしているようだ。しかも、耳に多分、繁殖業者だと思いますが、入れ墨が入っておいりましたので、野生動物ではなかろうと、遺棄されたかどうかはさておき負傷ペットだろうというわけで、札幌市の施設に入ってきたということもあったのですが、別にケガしていなくて、ただお腹がすいてただけで、餌あげたら元気になりました。じゃあ、そのウサギどうするかということになると、札幌市も犬猫を収容するスペースしかないの、一旦、処理上の話になりますが、警察の方に治療終わりましたという形で戻しました。餌をあげただけですが。そこで、警察の方としては、そのウサギを扱えず困ったので助けてくださいと再び市の方に来たので、お預かりしました。ただ、遺棄じゃなくて落し物だということになったので、その辺の手続きをして、半年後、我々に所有権が移って、そのまま市のペットになってしまったのですが。その本来のやり方がどうかあれですが、警察の方でウサギ飼ってください、遺失物かどうかわかりませんが、と話をするのはかわいそうですが。その辺の手続きとかについて、令和4年度の北海道のウサギに関して、何かしらのやりとりの方あったかなと思って、お聞きしたかったのです。

○事務局（島田主査）

警察への通報のようなものが現地であったのですが、このウサギ自体は、負傷していたということもあって警察が取り扱わず振興局へ行き、飼い主さんいらっしゃいませんかという犬の公示のような形で手続きをした上で、新しい飼い主を募集し、お渡ししているという形になっております。たしかに、準遺失物に当たるので、一定期間、警察署長の所有物として保管した上でどうするかにはなるのですが、この件、伝え聞いている限りではそこまでの手続きはしておりません。

○田村会長（座長）

それでは、次の議題4は、「各市からの情報提供」ということで、まず、札幌市動物愛護管理センター千葉様から御説明をお願いいたします。

○札幌市 千葉所長

3ページにわたって書かせていただいておりますが、全部説明しているとお時間かかると思いますので、つい先だってオープンいたしました動物愛護管理センター「あいまるさっぽろ」の部分について、重点的にお話をさせていただければと思っております。

経緯といたしましては、数年かけまして、設計から建築まで行っておりまして、昨年11月11日にオープニングセレモニーがありまして、11月13日から本格的に供用開始したというところ です。

総工費につきましては、設計と建築にかかる費用で8億5000万となっております。木造二階建てで敷地面積2000平米の床面積1000平米でございます。次のページの方に写真を載せさせていただきましたが、上から見ると楕円形の施設になってございます。後からもお話しさせていただきますが、この建物を動かすにあたって暖房費ですとか、冷房費ですとか、電気代がいろいろかかりますが、そういった部分について100%再生可能エネルギーで賄っているのをZEB、Zero Energy Buildingといいます。当然、そこまでなかなか難しいものですから、50%以上賄っている、ZEB Readyといいまして、環境省からの承認を受け、それに伴っていろいろ環境省からも補助金を頂戴しております。大体8億5000万のうちの1億弱ぐらいでしょうか、環境省からの補助金も頂戴して作った建物となっております。それからこの場所ですが、中央区になります。今まで動物管理センターは西区八軒にあったのですが、そこから川を挟んですぐ反対側が中央区になりますので、すぐ隣に建ったような形になっております。動物管理センターのすぐ隣に北海道脳神経外科という大きな病院がありますが、その職員用の駐車

場の上に新しいあいまるさっぽろを建てまして、当然、立ち上がって動かしているところでもありますが、元々の動物管理センター、古い方が今建っているところを更地にしまして、この後、令和6年若しくは7年の間に、病院と土地交換をして、工事完了という予定をしておりますので、今、現時点では、北海道脳神経外科の土地の上に札幌市役所の建物が建っているという、不思議なことになっているところがございます。

2番目の(2)のイになりますが、施設の機能としては、動物管理センターの時代、犬猫の殺処分する場所というイメージが非常に強かったと思います。狂犬病予防法に基づいての仕事ということになるかと思いますが、皆さんご存じのとおり、我々の仕事も当然、狂犬病予防法も残っておりますが、愛護管理の方にシフトしてきているところでして、その殺処分している場所というイメージをどうしても払拭したいということもあり、木造、楕円形にして、少し柔らかめに親しみやすいような施設にしたところがございます。当然、犬猫を収容するスペースは、ステンレスを使ったりしておりますが、北海道産の木材をふんだんに使って、基本的に床から上は木造しております。基礎部分は当然、コンクリートとか使っていますが、それ以外の部分は全部木造です。木造にしますと、耐用年数とかの問題があって、どうかと話もあったんですが、特殊な加工をした木造だそうで、コンクリートばかりに非常に頑丈なもので、そんなに耐用年数的に劣らないということで、こういったものを作ったところがございます。

中にある設備については、16ページ目の左下の写真になりますが、玄関入っていただきますと、すぐに猫たちが遊んでいるようなところが見られるような、少し出っ張ったお部屋を設けておりまして、ここで猫たちが遊んでいるタワーを設けまして、遊んでいる様子が見られるというところで、先ほども言いましたイメージの払拭を図ったようなところがございます。それから収容施設としては、猫の遊び場のほかにトリミングするための部屋、収容した動物たちがあまりにも見た目が良くないと譲渡が難しくなるとお思いますので、トリミングルームというものを設けまして、ボランティアさんに来ていただいてトリミングしてもらって、譲渡するということに繋げるための専門のお部屋ですとか、それから屋内、屋外運動場。16ページの右上の写真になりますが、これは屋内の運動場になります。こういったところで収容した犬たちを散歩させたりとか、令和6年度以降ということになるかと思うのですが、犬のお散歩の仕方を間違っていないかといったことをレクチャーするための場所に使用することも予定をしているところです。それから、多頭飼育崩壊で私どもの方に入ってくる動物たちは健康状態が良くなかったりするので、それを収容室の方にストレートに入れてしまうと問題あるかとお思いますので、隔離室や検疫室を設けております。それから、右下の写真になりますが、処置室です。診察台の他に血液検査する機械ですとか、いろんな設備を設けたところではありますが、これはソフトの部分になってくるかもしれませんが、私どもの方にも6名ほど獣医師免許を持っているものが働いておりますが、どうしても人事異動の関係で2、3年、長くても3、4年という感じでローテーションでの異動が発生します。札幌市の場合、獣医師職ではなくて衛生職ということになるものですから、衛生職という枠の中でたまたま獣医師免許を持っているものが配属されるということになりますし、学生時代、特に臨床系を経験した職員が配属されるというわけではないので、これだけ立派な施設、設備を整えたところではありますが、ケガしている動物を治せるかという別問題ということになりますので、札幌市内の開業されている獣医師や、札幌市小動物獣医師会にもお願いをして、業務委託というような形で治療をしていただいているところです。令和5年度はあいまるさっぽろを動かし始めたばかりですので、お試しのような形で先生方に来ていただいて、治療をしてもらっているところですが、令和6年度についても同じような形で動かしていきたいと考えているところです。

施設機能の丸の3つ目になりますが、写真は載っていないですが、今まで動物管理センターの方は、小さな会議室みたいなところしかなかったので、皆さんに集まっていただいて、何かしらの交流をするというのが難しかったのですが、100人ぐらい入れるようなところを設けましたので、例えば、動物愛護団体さんに来ていただいたり、開業の獣医師に来ていただいたりして、市と3者でいろいろなレクチャーができないかなと考えております。我々は法律について専門的ですので、法律上、犬の飼い

主さんこういうことしちや駄目ですよとか、猫はこういうことすると駆除になりますよとか、お話できるかと思えますし、犬猫はこういった病気になりますよというのは、開業の獣医師がお得意でしょうし、犬猫を抱っこする時はこうですよという話は、愛護団体がお得意かと思えますので、ここに集まっていたら、三者連携するような形でいっぺんにいろいろなことを学べる、そんなことを想定した多目的ホールも作っているところをございます。それから大きな3番目になりますが、ソフト面の話になります。これだけ立派な施設を作ったところをございますので、いろいろなことをしなければいけないのかなというところでは、(1)のアの丸の1つ目ですが、先ほどお話ししましたとおり、私どもがなかなか得意ではないといっぺんはなんです、獣医師会の先生方、開業の獣医師の先生方に来ていただいて、収容動物について治療してもらっているところをございます。それから馴化と書きましたが、多頭飼育の猫ですと、シャアシャアという猫がたくさんいますから、私どももボランティアに、暇な時間10分、15分でもいいから来てもらって、猫じゃらしで遊んで帰っていただくというようなことも含めて、いろいろとお手伝いをしてもらっているところでは。

よく動物愛護管理センターの方に入ってくる動物たちに関して、治療する必要があるかないか。それから収容している最中に死んだりしないかどうか。それから人に馴れてもらうとかというのは収容した後の話になるかと思えます。皆さんそうだと思いますが、その入口と出口の部分が大変だと思います。入口っていうのは、この収容施設の方に動物入ってこないようにするにはどうしたらいいかということになると思えますが、シャットアウトするわけにもいきませんので、我々としては多頭飼育崩壊でも、日常生活、人間自体がにっちもさっちもいかない場合や、急に入院しなくてはいけないが、猫が10匹いる場合とかといったよっぽど特別じゃない限り、受け取ってはいないところでは、そういったお困りの方というのは環境省曰く、弱者の方、いろいろな意味の、高齢の方、障害を持ってらっしゃる方、生活保護の方、そういった方々ともどもリンクしているような話もあつたりするので、そういう部分については、札幌市役所の中の社会福祉部局と連携して情報提供をもらいながら、そういった崩壊を起こす前に何とか食い止めようとしているところでは。出口については、皆さんもそうだと思いますが、飼い主探しノートや、それから我々は推し猫というものもあつたりしていますが、それが情報発信の強化っていうところになります、SNSやホームページなど、いろいろな形で、主に猫について情報を発信しているところでは。多頭飼育で入ってくる猫は同じ部屋にいますので、親子ということもあるかもしれないですが、みんな同じルックスになってしまいます。1頭1頭よく見ると性格が違っていたりするので、そういった個体についても、うちの職員だったりボランティアだったり、暇なときいつでもいいから来て観察してくださいと。それで推し猫の子はこういう子ですよとか、しっぽ曲がっていますよとか、こんな性格の子ですよ、何々が好きですよ、というのも記事を書いて協力してもらって、新たな飼い主様へ繋げようとしているような状態では。

最後の丸になりますが、札幌市役所の中でもデジタルサイネージとか、地下鉄の駅の中に動画を映せるような場所があつたりするので、そういったところも使いながら、今、私どもでこんな猫たちを飼養しているので、欲しい方いませんかというようなコマーシャルなどを行っているところでは。

それから次のページになりますけれども、教育普及の強化についてです。先ほども少し触れましたが、皆さまに私どもがやっていることも、わかっていたきたいなということもあつたりします。それから飼い始めてから困ったりしないように、いろいろ学んでいただきたいということで、新しいセンターに100名ほどのホールができましたので、それを使いながら、実際にオープンして3か月ぐらいですが、実際にいろいろやっているところでは。1つ目、犬猫はじめて講習会ですが、既に4回行ってあります。犬とか猫とか全く飼ったことない人に来ていただいて、犬を飼うのはこんなに大変だ、猫を一生飼うためには、場合によっては、治療費がこれぐらいかかるよとか、マイナス部分も含めていろいろな話をさせていただきながら、講習会聞き終わった後、飼うことはやめたとなっても、それはそれでいいと思うのですが、当然、その中で、飼うとこんな幸せな人生が待っていますよというのお話をします。飼い始めてからこんなはずじゃなかったというのがないように、はじめて講習を行うようにしているところでは。それからイの方は、既に飼っていらっしゃる方にステップアップして

もらうためのセミナーです。間違った飼い方していませんかというところの話です。それからウはもう少し噛み砕いて、子ども向けのもので。子どもたちが、みんな犬を飼いたいとか猫を飼いたいと。そんな簡単なものじゃないよというところを柔らかくお話をしたところです。芸人ですが、浅田美代子さんに来ていただいて、いろいろお話をしたりしながら、あんまり堅苦しい話ではなく、子どもたちとわいわいしてもらっているところでございます。

新しく出来ましたこの「あいまる」のほうで、これからもいろいろ新規事業やっていく予定ではありますが、皆様にきちんと利用していただいて、何かしら効果の出るようなものをこれからも続けていきたいなど計画を立てているところです。

最後になりますが、犬猫の収容状況でございます。札幌市動物愛護管理推進計画の中で、数値目標を立ててございます。今のところ、目標は達成しているところです。犬の引取数については、目標値として190だったところが令和5年度は64と、飼い主様が急遽入院が必要なケースがいくつかあったものですから、ゼロはなかなか難しいですが、目標値よりは随分少ないかなと考えているところです。それから猫については下のグラフになりますが、これも目標値を達成できてはいますが、少し気持ちが悪いのがここ数年です。376、419、513ということで、少し増加傾向にあります。あいまるさっぽろができてマスコミさんがいろいろ取り上げてくださって非常にありがたいところではありますが、あいまるの特徴として、殺処分してなくて犬猫収容するスペースが広がったというのが2つ出されたので、我々としては、あいまるさっぽろの前にダンボールに猫が捨てられたりしないかなと少し心配しているところではありましたが、それは全然ありませんでした。ただ、電話が殺到しまして、先ほど言いましたとおり、正当な理由じゃないと我々は受け取らないスタイルをとっていますが、その正当な理由を持ってらっしゃる方を掘り起こしてしまったようで、令和5年度は、なかなかすごい数になってしまったところです。

これからも、先ほど入口出口の話をしました。当然、そういうことが起きないように、まず皆様に学んでいただくのと、入ってきた動物たちについて健康な状態で新しい飼い主様のほうにバトンタッチできるように、これからもやっていこうということで、少し気合いを入れ直しています。そんなところでございます。長々とありがとうございました。

○田村会長（座長）

ただいまの御説明に対して、御意見、御質問ありましたらお願いします。
他になければ、この施設の中に焼却施設はあるのですか。

○札幌市 千葉所長

私どもは元々動物管理センターが本所と支所に分かれていまして、支所の方は犬猫たくさん飼う部屋とペット用の火葬炉を設けていました。支所自体は窓口も全部潰してしまったのですが、建物は残してまして、そこにいた犬猫たちは全て新しい施設の方に移しましたが、動物用の火葬炉だけは古いほうに残しておりまして、私どもとしては継続して前から続けていますが、ペットの火葬ですとか、あと路上死体と言っていますが、道路の上で車にはねられて亡くなってしまっている動物、そういったものについての火葬については、支所の方で火葬して、同じ北区の方にあります敷地の中に埋葬しております。

○田村会長（座長）

他に御質問ありますか。よろしいですか。
それでは、続きまして、旭川市動物愛護センターの大竹さんお願いします。

○旭川市 大竹氏

資料の方には、数字が確定している令和4年度分までの数字を載せさせていただいております。時

間もないので全てを読み上げることはしませんが、殺処分数などは、犬の方に関しては令和4年度もゼロで、令和5年度もゼロとなりそうです。猫に関しても、令和2年度からゼロが続いていて、令和5年度もゼロでいけそうという形になっています。

犬の収容頭数は100を切ってから少ない数で安定はしており、今年度も32頭ぐらいだったので、低い水準が維持できているのかなと思います。猫の方は、200を前後したりしている関係もあって、今年は225が取扱頭数となっております。多頭飼育の崩壊が起こるか起こらないかでかなり上下するので、それも影響しているかもしれませんが、安定はしているかなと思っております。

5番のところだと、多頭飼育崩壊事案ということで、毎年2件から3件、4件と起こってはいるのですが、今年も3～4件ぐらいの多頭飼育、10頭以上という形でうちは基準を設けてありますが、10頭以上飼っている方の引取りというのが今年も3～4件ぐらい起きています。

8番の犬のしつけ方教室。コロナ禍において、人を集めるイベントは、特に保健所ということもあって開催しづらかったので、令和2、3、4年度と全く行っておりませんでした。今年からようやく再開ができて、人を集めていろいろな飼い方の教室を開くことができるかなと思っております。

それ以外のトピックとしては、来年度からというか、もう既になっているのですが、北海道から法第25条の不適正飼養者に対する措置、勧告や命令とかの権限の一部を委譲してもらいました。これまで虐待など、市民からの相談があった場合、その程度によって、簡単なケースだと市が対応して、重篤なケースだと振興局が対応するっていう形になっていりましたが、それは相談内容を聞いてみないとわからないので、こちらで電話を受けて、状況を最後まで聞いて、それは振興局に相談してくださいという、すごい縦割りの感じだったのが、一括で全部旭川市がやるという形にしたので、相談窓口の一本化という形で、市民の方も利便性がよくなりますし、旭川市としても、手をつけてみたけど、結果的に深刻な話だから途中でバトン振興局に渡すというような、最後まで処理ができないということもなくなったので、その辺りを整理するために、今回、権限移譲を受けさせていただきました。

あとは、旭川市と周辺8町共同で動物愛護憲章というものを策定しました。旭川市とその周辺8町で連携中枢都市圏構想を政策で行っておりまして、いろいろな取組メニューがありますが、その中で動物愛護についても取組メニューが入っていて、何をやるにも、まずはその共同で取り組む際の指針が必要だろうということで、こういうふうに取り扱いましょうね、とか、こういうふうな飼い主を目指しましようという指針となるものとして動物愛護憲章策定しました。

あとは、コロナ禍の影響で、見学者が来られないときに、どうしても譲渡が滞ってしまうのではないかとということで、YouTubeで収容動物の配信を令和2年あたりに始めたのですが、今もずっと続けていまして、もうすぐ登録者が1000人ぐらいになりそうで、おそらく自治体が持っている公式アカウントの中でも、多い部類かなと思っております。YouTubeを見て、連絡をくれる方もいますので、そういうことで譲渡につながることもあるかなと思っております。

○田村会長（座長）

ただいまの御説明に対して何か質問、御意見ありましたらお願いします。

なければ、先ほど動物虐待の話がありましたが、飼い主が、これがしつけですと主張したらどういう対応をとるのですか。

○旭川市 大竹氏

加害的な虐待が行われている場合ということですか。

○田村会長（座長）

外貌とか臨床上わかるような話ではいいと思うのですが、精神的虐待もあるかと思いますが、そういうときに通告があったとして、そのところに行って、飼い主がこれはしつけですと主張した場合、どういう対応をとるのか。

○旭川市 大竹氏

おそらく警察とかにも相談する形になりますし、まだ実際にその深いところの担当したことがなく、これからするような感じになるので、今まで担当されていた振興局とか、北海道の方に相談しながら、こういうケースってどう対応したらいいですかというのを聞いて対応する形になるのかなと思います。

○酪農学園大学 郡山教授

基本的に獣医師や動物看護師は、虐待かどうかの判断をできる立場にあるので、そういう方々の意見も参考にしたいと思います。

○旭川市 大竹氏

もちろん、旭川市に勤務している獣医師の判断が、かなり重要になってくると思います。

○事務局（島田主査）

先ほど、旭川市から権限の移譲に関して、説明がありました。少し補足させていただきますと、法第25条というのは、少し問題があるということに対して指導したり、助言したり、場合によっては、勧告したり、命令したりというような権限が規定されている条項ですが、いわゆる動物取扱業の方を対象に適用されるケースもありますが、一般の飼い主さんを対象に想定されている規定でもございます。今回、旭川市が希望されて道から権限移譲される内容というのは、あくまでも一般の飼い主の方たちに対して、行き過ぎた場合に命令等ができる権限がありませんでしたので、今回その部分に関して権限の委譲を受けていただくということで、法的な整備を行って、令和6年の4月から移譲するという形になっています。飼い主さんの飼い方が不適切で問題が起きていることに関して、指導したりというのは今まで同様に可能ですが、さらに強い措置、その権限を持っているので、そこを見据えた対応を今後はできるようにしたいということで、この整理をしています。ですので、動物取扱業の方とか、一般の飼い主さんだと特定動物を飼っている方というのは、道で登録許可とかをしているので、そういった方たちに対する指導、助言、勧告などは、引き続き道が行っていく。ただ、旭川市内で起きている、いわゆる一般的な飼い主さんが関わる虐待、不適正飼養によって引き起こされるその周辺のもの、旭川市さんが今後一本化して御対応いただくという形になりますということがまず一つです。

また、先ほど会長から質問があった虐待の判断に関して、基本的に確かにその権限を持って対応しているのは道だったり札幌市だったりという形ですが、どうするかと言われても、実際にはすごく難しいとお答えするのが、一般的だと思います。法には新たに獣医師がそういった役割を担うということで、通報の義務を課されましたが、どこで線を引きのかというのは非常に難しい。ですので、あなた獣医師でしようと言われても、私が白黒を決めるという話にならないことは多々ありますので、そういった場合に、もちろん警察にも通報して一緒に対応する、警察として、事件として捉えて動くのかということと、私たちが動物虐待が疑われるような事案に対してどのように対応するのかということになりますが、そのときに、私たちが判断しきれない状況が多々あるので、道としては基本的に、難しい場合はそこで白黒決めるのではなくて専門家の方に御相談するという流れになろうかと思います。例えばどこかと言われてたら、死体があるということであれば病理解剖のために、北大の獣医学部に御協力をお願いするとか、他には、全国的にそういったことを一生懸命やられてらっしゃる、日本獣医師会の先生などもいらっしゃるの、そちらに相談するということも可能かと思えます。

○田村会長（座長）

先ほど質問したのは、人間の方で法医学があるのに、法獣医学は日本ではまだ確立されていないんですね。アメリカとかは確立、教科書もでていんですよ。そういったことで、科学的根拠をこれから

大学が絡んでいかなきゃいけないと思っけていまして、そのことの必要性を主張している立場で、お聞きしました。

○しっぽの会 上杉代表

今の虐待のお話に関連して、いろいろな通報がしっぽの会にも入ってきます。お話だけでは、その方の主観とか入るので、判断しにくい場合も多いですが、ただ当会が関わった案件で、医療的な処置が行われないで腫瘍が大きくなってしまって、末期症状で、1週間くらいで亡くなった犬もいました。また、当会で8年前に譲渡した犬が遺棄疑いで札幌市動物管理センターに収容されたこともありましたが。当時からマイクロチップを入れていたので、チップを読み込んでいただいたところ、上とされた犬と判明し、当会で引取りに行きました。事前相談もあったのですが、終生飼育が難しい場合は、もう一度ご連絡くださいとお話ししていました。年その件に関しても、北海道警察の動物虐待を扱っている部署の方に通報させていただき、札幌市動物管理センターからも通報していただきました。そういうこともあり、マイクロチップの重要性を痛感したところではありますが、疑わしいと思ったら、警察に通報すること、それを積み重ねていくことも大事な活動だと思っけていました。

○田村会長（座長）

それでは、次は、市立函館保健所の荒井さんから説明をお願いします。

○函館市 荒井主査

私からは、令和5年度における函館市の動物愛護管理について御説明したいと思います。

まず1番目、地域猫活動への支援について、令和5年7月14日に開始したのになります。地域猫活動については、これまで市議会でも取り上げられまして、市内の活動団体と継続して、意見交換を行ってきたところですが、この度、市内で地域猫活動を行う、また行おうとする団体を支援するため、不妊去勢手術に要する費用の一部を助成する制度を開始したところですが。当市のホームページも作成しています。

2番目、北海道動物愛護センター運用実証事業の道南地区への協力ということで、令和5年11月から令和6年2月まで北海道が実施した当該事業に対して、本市も遊休施設を貸与する等によって、協力してきたところですが。この実証期間中、受託事業者の団体さんとも、函館市の動物愛護管理について、いろいろと意見交換等を実施させていただいております。

3番目、令和6年度に予定している動物愛護管理センターの開設についてということで、今まで本市では、市立函館保健所や犬猫管理所で担ってきた動物愛護管理センター機能というのを今後拡充していくために、新たに動物愛護管理センターを設置しまして、保健所が引取りした犬猫の長期収容、新しい飼い主探しによる譲渡等を行うほか、動物の愛護や、適正な飼養についての啓発等を強化していく予定としております。こちらについては、市の遊休施設を活用するような形で考えておっけていて、実際の運用を開始していく時期としましては、一応、11月以降になってくるのではないかと、今のところ考えております。こちらは北海道が本格始動する道南センターと一体的に運用することによって、効果的な業務の推進を図ることができるものと考えておっけていて、北海道がセンター業務を委託した事業者に対して当市もセンター業務を委託するというを考えておっけています。こちらの方につきましては、今後、北海道と協議、調整の部分を継続して行っていきたくて考えておっけています。

今後の課題としましては、私たちもこのセンターの開設、運用の部分で、いろいろとまた準備、調整をしていくということが、目下の課題、目標となっているところですが。

5番の今年度の実績については、令和6年度2月末現在としまして、収容頭数、処理頭数が以下のとおりとなつてごまいます。函館市からは以上になります。

○田村会長（座長）

ただいまの報告について何か御質問、御意見ありましたらお願いします。

○北海道オールペット組合 武田理事長

地域猫について教えていただきたいのですが、例えば地域猫の中に捨てられた猫とか、そういうケースというのは含まれているのですか。

○函館市 荒井主査

令和3年から、活動を開始された団体といろいろ意見交換を行う中で、地域猫として活動するところに、捨てていくというようなことが、現にあるとはお聞きしています。ただ、そういったことは決してあってはならないことでありますし、そのために、今、捨てていったものかそうじゃないもの、また、どういった理由でそのコロニーに入ってくるものかを、地域猫として管理していくことが大事だということで、この地域猫活動を推進した理由でもあります。この活動においては、必ず地域猫一覧表という形で、自分たちが管理しているもの全てを一覧にしてもらって、それを継続的に更新してもらおうということを求めています、そこで明らかに捨てられたものというようなものを探知した場合には、動物の遺棄ということで、動物愛護管理法違反として、警察に通報してもらおうというような対応になってくるのかなと思います。地域猫は管理をしてないと、結局、ただ猫好き、いわゆる無責任な餌やりという形で、猫好きな人のところにどんどん、猫を捨てていって、どうしようもなくなってということは、この活動において避けていきたいということで、活動を支援するに当たっては、そういったことまで団体さんの方をお願いしています。

○田村会長（座長）

ありがとうございます。その他にありますでしょうか。

○しっぽの会 上杉代表

「動物愛護管理センターの機能を拡充するため、新たな動物愛護管理センターを設置し」というところですが、どのような設置をされるのか教えてください。

○函館市 荒井主査

令和元年の動物愛護管理法の改正では、都道府県と中核市を含めて、所掌する部局、又はその設置する施設において、動物愛護管理センターの機能を果たすものとされております。法律上の建付けとしては、私たちも今まで、その改正法の規定の中では、所掌する部局になる市立函館保健所と、狂犬病予防法に基づく抑留所という形になりますが本市の所轄施設の犬猫管理所、この2つをもって動物愛護管理センターの機能を果たしてきました。ただ、一般の動物愛護管理センターというものの持っているイメージというのが、札幌市さんであるとか、旭川市さんであるとか、いわゆるある程度の動物飼養施設をもって、そこが拠点となるというようなものになろうかと思えますし、我々も今まで十分できなかった部分を、先ほど御説明したように、実際には市のこういう遊休施設、元々幼稚園だった施設ですが、それを改修しまして、ある程度動物の収容頭数も確保しながらそこを拠点として、今後、動物愛護管理事業を展開していきたいということで進めていく予定にしております。

○しっぽの会 上杉代表

道南の動物愛護センターとは別にとということでしょうか。

○函館市 荒井主査

北海道の方は令和6年4月から道南センターが本格的に始まります。

私たちとしては2番目の丸に書かせていただいたように、市として、新たに施設を用意して、当然、市の業務をそのところで行うことを考えている施設になるのですが、北海道の道南センターと一体的にできれば、北海道との連携の部分であるとか、いろんなメリットが考えられるということで、その部分を一体的に運用できないかということで、今後、北海道と協議、調整をしていきたいと考えています。

○しっぽの会 上杉代表

その幼稚園の施設を使って、新たに函館市さんの動物愛護センターの機能を充実させるということですか。

○函館市 荒井主査

そうです。

○田村会長（座長）

他にないですか。

それでは、少し時間が過ぎましたが、全体を通して何か御質問、御意見ありましたらお願いします。

○北海道ペット事業協同組合 佐々木事務局長

議案からずれるかもしれませんが、犬猫の返還数について、各行政さんの方にお聞きしたいのですが、まだ統計をとれるかどうかかわからないのですが、令和4年のマイクロチップ義務化に伴い、まだ2年くらいしか経ってないとは思いますが、犬猫の返還、マイクロチップで効果が出ているとか数値化で、そういう状況を数値化しているのかどうかお聞きしたいです。

○事務局（島田主査）

マイクロチップの装着が法律で義務化されたということの評価は、当然、必要だと思うのですが、具体的な数値は、これから出てくるのではないかと考えております。今の段階で、先ほど御説明した62%のうち、マイクロチップのおかげで返還に至ったものがどのくらいですということを御説明できればと思いますが、現時点で把握しておりません。今後、全国的にも（数値で）出てくるかなと思います。

○北海道ペット事業協同組合 佐々木事務局長

わかりました。今後、数値というのがありましたら、情報提供をよろしくお願いします。

○北海道オールペット組合 武田理事長

道の定めた設置要綱の中で、今日出席の、しっぽの会を構成団体に追加しておかなければならないのではないのでしょうか。

○事務局（島田主査）

説明が遅れて申し訳ないですが、参考資料1の設置要綱におきまして、第5の会議のところの3に「事務局長が必要と認めたときは、会議に構成団体以外の者の出席を求めることができる」としておりまして、昨年及び今年に関して、特に北海道動物愛護センター、サテライトセンターの体制整備というものが議題としてあることから、今回お呼びさせていただきました。

今後も継続して、構成団体の別表に含めるかということについては、来年度、動物愛護センターができて運用開始した以降の体制で改めて検討するという形で、今日のこの会議をもって、規定の改正を決定するという事まで想定しておりませんが、おっしゃっていただいたとおり、構成団体に含め

るということは検討事項とさせていただきたいと思っております。

○田村会長（座長）

他に何かございますか。

それでは、時間を少し過ぎましたので、これで終わりとします。それでは、事務局にお返しします。

5. 閉 会

○事務局（島田主査）

田村会長、どうもありがとうございました。これをもちまして、令和5年度の北海道動物愛護推進協議会を終了とさせていただきます。本日は長時間に渡り、どうもありがとうございました。